

名張市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

1. 制定の趣旨及び背景

平成15年2月に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）が施行され、法令において書面で行うこととされている行政手続がオンラインでも行えるようになりました。その後、同法は令和元年に行政のデジタル化に関する基本方針及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を盛り込んだ「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に改正されました。

本市においても、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的として、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるため、名張市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定しようとするものです。この条例の制定により、他の条例等において書面等で行うこととされている各種手続を個別の条例等を改正することなく、オンラインにより行うことが可能となります。

2. 制定の内容

(1) 目的

根拠条例等（各手続について規定している本市の条例をいいます。以下同じです。）において、書面により行うこととされている手続等について、情報通信技術を利用してオンラインで行うための共通的な事項を定めることにより、市民や事業者の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、市民生活の向上に寄与することを目的としています。

(2) 電子情報処理組織による申請等

オンラインにより行われた申請等について、本来の書面等その他の方法で行われたものとみなし、本来の方法による申請等に対して適用される根拠条例等の規定と同じ規定を適用します。

この場合、オンラインにより行われた申請等は、本市の機関等の電子計算機に備えられた電子ファイルに記録がされたときに当該機関等に到達したものとみなします。

また、根拠条例等の規定で書面等により申請等を行う場合に署名や押印を義務付けているものについて、オンラインにより行う場合には、申請者の氏名又は名称を明らかにするための他の手段をもって代えることができるものとします。

申請等のうち、根拠条例等で使用料及び手数料等の納付の方法が規定されている場合

は、その規定にかかわらず、オンラインにより納付を行うことを可能とし、対面による本人確認又は原本確認の必要があるなど、オンラインで行うことが困難若しくは著しく不相当と認められる部分がある場合には、部分的なオンライン申請等（添付書類の書面等による別送）を認めることとします。

（３）電子情報処理組織による処分通知等

市の機関等が書面等により行うこととされている処分通知等について、オンラインにより行った処分通知等は、本来の書面等その他の方法で行われたものとみなして、本来の方法による処分通知等に対して適用される根拠条例等の規定と同じ規定を適用します。

この場合、オンラインにより行った処分通知等は、処分通知等を受ける者の使用する電子計算機等に備えられた電子ファイルに記録された時に到達したとみなします。

また、根拠条例等の規定で書面等により処分通知等を行う場合に署名や押印を義務付けているものについて、オンラインにより行う場合は、処分通知を行った者の氏名又は名称を明らかにするための他の手段をもって代えることができるものとします。

対面による本人確認又は交付の必要があるなど、オンラインで行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合には、部分的にオンラインにより行うことを認めることとします。

（４）電磁的記録による縦覧等

電磁的記録により行われた縦覧等は、書面等により行われたものとみなして、本来の方法による縦覧等に対して適用される根拠条例等の規定と同じ規定を適用します。

（５）電磁的記録による作成等

電磁的記録により行われた作成等は、書面等で行われたものとみなして、本来の方法による作成等に対して適用される根拠条例等の規定と同じ規程を適用し、市の機関等が登録簿、台帳、調書等の書面等を作成し、又は保存することとしているものについて、電子計算機等を利用して電磁的記録により行うことができることとします。

根拠条例等の規定で書面等により作成等を行う場合に署名や押印を義務付けているものについて、電磁的記録により行う場合は、作成等を行った者の氏名又は名称を明らかにするための他の手段をもって代えることができるものとします。

（６）手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表

オンラインにより市民や事業者が市の機関等に対して行うことができる申請等及び市の機関等が行う処分通知等その他の状況については、市ホームページ等で公表し、広く周知することとします。

（７）規則に委任する事項

次の事項を規則に委任します。

ア．オンラインによる申請等又は処分通知等の方法

イ．署名や押印が義務付けられている申請等、処分通知等又は作成等について、オン

ラインにより行う場合における署名や押印の代替措置

ウ. 申請等に係る使用料、手数料等の歳入について、オンラインにより納付する場合の方法

エ. 部分的に申請等又は処分通知等をオンラインによることができる場合

オ. 電磁的記録による縦覧等又は作成等の方法

カ. 本条例の適用除外となる手続等

キ. 申請等をする場合に添付を省略できる書面等及び当該書面等の提出に代えて市が行う措置

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。